

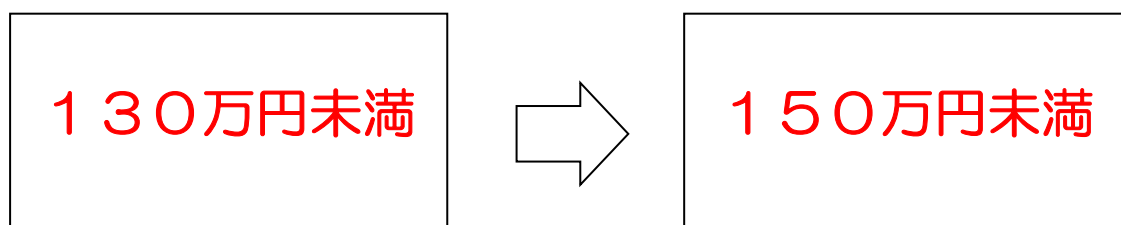
19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

令和7年10月から被扶養者の年間収入に係る認定要件が変更されます。
今回は19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について、ご紹介させていただきます。

厚生労働省より、健康保険の被扶養者認定に関する通達が発出されました。
これにより、2025年（令和7年）10月1日より、19歳以上23歳未満の方（※被保険者の配偶者を除く）については、被扶養者として認定される年間収入の上限が、現行の130万円未満から**150万円未満**に引き上げられます。

現行

令和7年10月～



今般、令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上 23 歳未満の者への**特定扶養控除の要件の見直し**及び**特定親族特別控除の創設**が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いについて、上記の通り定められました。

<実務上の注意点>

- 対象年齢の判定は、所得税法と同様「その年の12月31日時点」で行われます。
※ たとえば、2026年11月に19歳の誕生日を迎える方は、2026年中は「19歳以上」に該当するため、150万円未満が収入要件となります。
その後、2030年11月には23歳になるため、2030年は「23歳以上」となり、収入要件は再び130万円未満に戻りますのでご注意ください。
- 対象は被保険者の「配偶者を除く」方です。
配偶者については従来どおり、130万円未満の基準が継続されます。
- 船員保険法第2条第9項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。

<適用開始>

上記の取扱いは、令和7年 10 月1日から適用されます。

※ 同時にQ&Aも発出されておりますので、こちらの情報もご確認ください。